

投票環境の改善対策方針

【概要版】

大野市選挙管理委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
【対策方針①】 期日前投票所を拡充し、利便性を向上する・・・・・・・・	3頁
【対策方針②】 デジタル化を進め、市内のどこの投票所でも投票できるようにする・・・・	5頁
【対策方針③】 投票所の数を17カ所にする(16投票区の投票所+1共通投票所)・・・・	5頁
【対策方針④】 投票立会人の公募制を導入する・・・・・・・・・・・・・・・・	8頁

国政選挙、地方選挙にかかわらず、全国的に近年の投票率は低い傾向にあり、大野市も例外ではありません。

この要因としては、「選挙や政治への関心の低さ」がまず指摘されるところです。

市選挙管理委員会では、選挙時の各種啓発活動のみならず、特に若い世代に向けた啓発に取り組んでおり、市内学校への「明るい選挙出前塾」や20歳の集いでの啓発などに加え、令和6年度は小学6年生を対象に「センキョ博士検定」を開始し、「子どもを中心とした家庭内の選挙啓発」という新たな手法を試みているところですが、いずれの活動も即効性は高くないことから、地道に継続し、少しずつでも関心度を底上げしていくことが必要と考えています。

また、「実際に有権者が投票所を利用しやすいか」という観点で検証することも非常に重要です。

総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会は、「投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消し、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきである」としています。

市選挙管理委員会では、最近の選挙でも「コミュニケーションボード」や「投票支援カード」の導入などを行いましたが、人口減少や高齢化の進展に伴う環境の変化や、期日前投票の利用者の増加などが見られる状況となり、また、他自治体での先進事例が積みあがっていく中で、大野市においても、より多くの有権者の方が投票しやすくなるよう、抜本的な対策を進めるべきとの考えに至りました。

今回策定する「投票環境の改善対策方針」では、先進事例やデジタル化などの新しい技術や手法を研究したうえで、4つの方針を定めました。

これらの方針にある取り組みについては、令和7年7月頃に執行が予定されている参議院議員通常選挙に向けて、進めていくこととします。

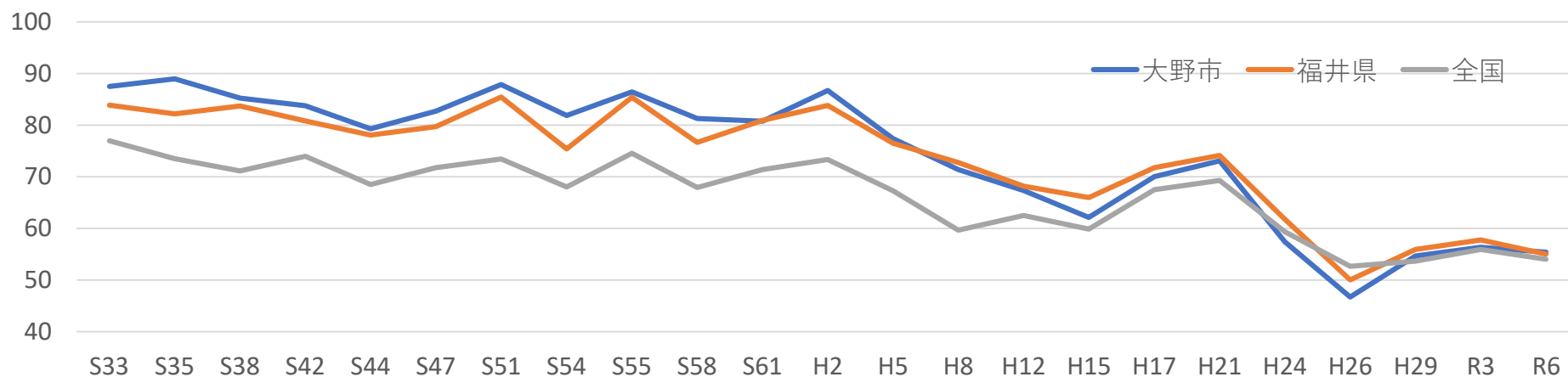
なお、その後の選挙においても同様の取り組みを継続する予定ですが、随時、検証結果に基づき必要な改善を行っていくこととします。

(参考:投票率の推移と期日前投票の割合の推移)

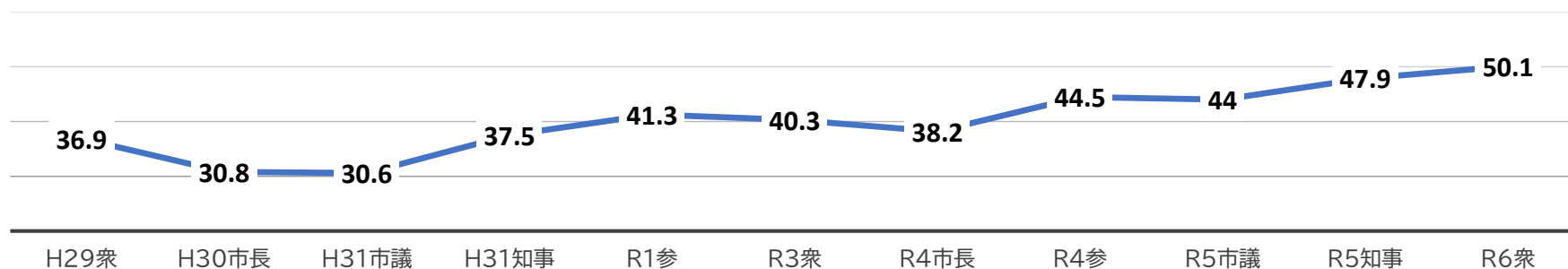
衆議院議員総選挙の投票率を見てみると、個別的には投票率が上昇した選挙があるものの、全体的に見ると、投票率は右肩下がり
の状況です。

また、投票した方のうち期日前投票を利用した方の割合は増加傾向にあり、直近の衆議院議員総選挙(令和6年10月27日執行)
においては5割を超えました。

衆議院議員総選挙(小選挙区)の投票率の推移(%)



大野市における期日前投票の割合の推移(%)



【対策方針①】 期日前投票所を拡充し、利便性を向上する

現在は、市役所と和泉地域交流センターの2カ所に期日前投票所を設置していますが、これに加えて、バス車両を活用した**移動期日前投票所**や、**商業施設における期日前投票所**を設置することにより、利用者が増加傾向にあるニーズの大きい期日前投票について、さらに利便性を向上します。

(1) 移動期日前投票所

バス車両を投票所として活用するものであり、車内に投票箱や記載台を設置します。投票する方は、車内で投票用紙に記入し、投票箱に投票します。

期日前投票期間中、投票日5日前から2日前までの**4日間**にわたり、市内**10カ所程度**のポイントを巡回します（詳しくは次頁参照）。

設置する時間帯は、それぞれのポイントで異なりますが、1カ所につき**1～2時間程度**の設置として、選挙ごとに設置先と協議し巡回の日程を組みます。



バス車両を活用した移動期日前投票所(小浜市)



商業施設における期日前投票所(福井市)

(2) 商業施設における期日前投票所

買い物などで利用客の多い商業施設(**ショッピングモールVioを予定**)に期日前投票所を設置します。

ショッピングモールVioの期日前投票所は投票日前日に設置することとし、引き続き投票日においても当日投票所として投票ができます。

(3)期日前投票所の設置箇所

従来より設置している2カ所(市役所、和泉地域交流センター)に加えて、新たに移動期日前投票所及び商業施設における期日前投票所を設置します。

これにより、市内で設置する期日前投票所は右図のようになります。

移動期日前投票所は、主に設置箇所近隣の市内有権者の投票を想定していますが、対象者を限定するものではなく、市内有権者であれば、誰でも投票することができます。

また、右図に記載していませんが、市内高校においても、学校行事等に支障のない範囲で移動期日前投票所の設置を予定しています(選挙啓発のため、18歳になる高校生に投票していただくことを目的としています)。

設置箇所については、現時点での案であり変更が生じる可能性があります。



例として、市議会議員選挙や市長選挙を想定した期日前投票所の設置スケジュールは、次のようになります。

告示日	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	投票日
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
		移動期日前投票所の巡回				ショッピングモールVio (期日前投票所)	ショッピングモールVio (当日投票所)
	期日前投票ができる期間(※)中、市役所と和泉地域交流センターに期日前投票所を設置						各投票区の 当日投票所

※期日前投票ができる期間は、公示日(又は告示日)の翌日から投票日の前日までであり、選挙によって日数が異なります。

【対策方針②】 デジタル化を進め、市内のどこの投票所でも投票できるようにする

【対策方針③】 投票所の数を17カ所にする(16投票区の投票所+1共通投票所)

現在、投票日当日は、住んでいる投票区の投票所でしか投票できませんが、各投票所の受付事務のデジタル化により、市内のどこの投票所でも投票できる環境を整備します。

また、このデジタル化の取り組みを前提とした場合においては、有権者の利便性向上の効果が確保できることから、近年の有権者数の減少や期日前投票の利用者の増加など、さまざまな事情を考慮し、一部投票区を統合することとします。

(1)投票所の受付事務をデジタル化し、市内のどこの投票所でも投票できるようにする

現在、市役所と和泉地域交流センターの2カ所で設置している期日前投票所では、選挙人名簿のサーバーとオンラインでつながっている端末(パソコン)で受付をしているため、どの投票区の方であるかに関わらず投票ができます。例えば和泉地域交流センターで、ある有権者が投票した場合、その受付状況は市役所の端末でもリアルタイムで確認でき、二重受付(同じ人がもう一度投票してしまう)のリスクを回避できるので、こうした対応が可能となっています。

これに対し、投票日当日に設置する各投票区の投票所では、端末ではなく、紙で印刷した選挙人名簿で受付状況を確認しています。この場合、他の投票区の有権者が投票に来て、仮に受付したとしても、その受付状況をリアルタイムで他の投票所と共有する確実な方法がなく、二重受付のリスクを回避できないため、現在は投票区ごとに投票所を指定しています。

期日前投票所のみならず、投票区の投票所も全てオンラインでつなげることは、全国的にはまだあまり事例がない状況ですが、滋賀県長浜市や京都府向日市のように先進的に取り組んでいる自治体も、少数ながら出てきている状況であり、有権者にとって利便性が高い施策であることから、大野市においても投票所の受付事務をデジタル化し、市内のどこの投票所でも投票できるよう取り組みを進めることとします。

(2)共通投票所の設置

共通投票所とは、どの投票区の方であるかに関係なく、有権者であれば誰でも投票できる投票所であり、どの投票区にも属さない投票所です。ショッピングモールVioには投票日の前日において期日前投票所を設置しますが、投票日当日も、引き続き共通投票所として投票所を設置します。

(3)投票区の統合

現在、大野市は24の投票区があり、それぞれに投票所を設置しているため、投票日当日は投票所が24カ所あります。

投票区については、一部の投票区を統合して**16投票区**とします。

これにより、投票日当日における投票所は、16投票区の各投票所に共通投票所であるショッピングモールVioを加えて**17カ所**となります。

(統合にあたっての考え方)

- ➡デジタル化により市内どここの投票所でも投票できるようになり、投票者が分散することが見込めること
- ➡総務省の基準(1投票区につき有権者3,000人、投票所からの距離3キロ以内)を大きく超えないこと
- ➡投票所施設としては、なるべく公民館などの公共施設を使用すること
- ➡有権者数が全体的に減少している中、比較的有権者数が少ない投票区については、他の投票区と統合すること

(参考①:市内投票区の統合の経緯) ※平成17年合併以降

- ・平成18年6月市長選挙 **28**投票区
- ・平成19年2月市議会議員一般選挙～ **27**投票区(「旭幼稚園」「有終西小」の2投票区を「めいりん」とした)
- ・令和3年10月衆議院議員総選挙～ **25**投票区(和泉地区の3投票区を1投票区とした)
- ・令和5年2月市議会議員一般選挙～ **24**投票区(「ぶる～夢森目」の休業により、該当投票区を「富田公民館」に統合した)

(参考②:県内他市の投票所数) ※令和6年10月27日執行・衆議院議員総選挙における投票日当日の投票所

- ・福井市**102**か所
- ・敦賀市**28**か所
- ・小浜市**14**か所
- ・勝山市**16**か所
- ・鯖江市**17**か所
- ・あわら市**17**か所
- ・越前市**32**か所
- ・坂井市**20**か所

投票区の統合による異動内容

○現在(令和6年10月27日執行・衆議院議員総選挙)

投票区	投票所	投票区の区域
1	有終西小学校(学びの里「めいりん」)	泉町全区 清瀧 城町全区 水落町全区 要町 本町全区 元町1区 元町2区 元町3区 元町4区 明倫町1区 明倫町2区 錦町全区
2	大野市役所	明倫町3区 明倫町4区 明倫町5区 日吉町1区 高砂町全区 天神町 飯降 鍛掛 新庄 春日野
3	日吉集会所	大和町全区 元町5区 元町6区 日吉町2区 日吉町3区 弥生町2区
4	南部児童センター	日吉町4区 日吉町5区 日吉町6区 弥生町1区 春日一丁目全区
5	大野和光園	上篠座全区 西里 西据 榎
6	有終南小学校	春日二丁目全区 春日三丁目全区 若杉町 篠座町 糸魚町
7	大野市文化会館	有明町 美川町全区 月美町 幸町区 国時町
8	職業訓練センター	清和町 美里町 吉野町 中挾一丁目 中挾二丁目 中挾三丁目 中保 堂本 菖蒲池 東中
9	陽明中学校	南新在家 中津川 横枕 友江 若里 中荒井町二丁目 陽明町一丁目全区 陽明町二丁目 陽明町三丁目 陽明町四丁目
10	下庄公民館	上中野 下中野 西市 矢 中荒井町一丁目 新町 城北町 東中野
11	庄林会館	庄林 太田 大矢戸 小矢戸 西大月 東大月 北大野
12	乾側公民館	大門 尾永見 坂戸 花山 下丁 中丁 上丁 犬山
13	小山公民館	上舌 下舌 阿難祖地頭方 阿難祖領家 上黒谷 下黒谷 上荒井 深井 右近次郎 千歳 南春日野 下舌下1区
14	木本領家集落センター	大西出 中西出 中村町 荒子町 木本領家 宝慶寺
15	上庄公民館	森山 西山 平沢 野中 稲郷 上据 東山 御給 友兼 開発 森政地頭 下郷 医王寺 中据 猪島
16	五条方集落センター	今井 佐開 上五条方 下五条方
17	九頭竜森林組合	森政領家 下据 北御門 吉
18	富田公民館	七板 土打 上野 富嶋 新田 森目 新河原 土布子 下麻生嶋 川上 田野 井ノ口 塚原 新塚原 富塚
19	旧蕨生小学校	木落 蕨生 下唯野
20	松丸生活改善センター	森本 松丸 萩ヶ野 花房 不動堂 石谷
21	阪谷小学校	伏石 柿ヶ嶋 八町 大月 御領 橋爪 蓑道 落合 堂嶋 金山 小黒見
22	南六呂師集落センター	南六呂師
23	ふるさと自然の家	上打波 下打波 東勝原 西勝原
24	和泉地域交流センター	朝日 川合 貝皿 角野 板倉 ぶなの木台 後野 前坂 下大納 上大納 下山



○変更後

投票区	投票所	投票区の区域
1	有終西小学校(学びの里「めいりん」)	泉町全区 清瀧 城町全区 水落町全区 要町 本町全区 元町1区 元町2区 元町3区 元町4区 明倫町1区 明倫町2区 錦町全区
2	大野市役所	明倫町3区 明倫町4区 明倫町5区 日吉町1区 高砂町全区 天神町 飯降 鍛掛 新庄 春日野 大和町全区 元町5区 元町6区 日吉町2区 日吉町3区 弥生町2区 日吉町4区 日吉町5区 日吉町6区 弥生町1区 春日一丁目全区 幸町区
3	有終南小学校	春日二丁目全区 春日三丁目全区 若杉町 篠座町 糸魚町
4	職業訓練センター	清和町 美里町 吉野町 中挾一丁目 中挾二丁目 中挾三丁目 中保 堂本 菖蒲池 東中 有明町 月美町
5	陽明中学校	南新在家 中津川 横枕 友江 若里 中荒井町二丁目 陽明町一丁目全区 陽明町二丁目 陽明町三丁目 陽明町四丁目 美川町全区
6	下庄公民館	上中野 下中野 西市 矢 中荒井町一丁目 新町 城北町 東中野
7	庄林会館	庄林 太田 大矢戸 小矢戸 西大月 東大月 北大野
8	乾側公民館	大門 尾永見 坂戸 花山 下丁 中丁 上丁 犬山
9	小山公民館	上舌 下舌 阿難祖地頭方 阿難祖領家 上黒谷 下黒谷 上荒井 深井 右近次郎 千歳 南春日野 下舌下1区
10	木本領家集落センター	大西出 中西出 中村町 荒子町 木本領家 宝慶寺
11	上庄公民館	森山 西山 平沢 野中 稲郷 上据 東山 御給 友兼 開発 森政地頭 下郷 医王寺 中据 猪島 西据 榎 今井 佐開 上五条方 下五条方 上篠座所在福祉施設(大野和光園、希望園、大野荘、むつみ園)
12	九頭竜森林組合	森政領家 下据 北御門 吉 上篠座全区(大野和光園、希望園、大野荘、むつみ園を除く) 西里 国時町
13	富田公民館	七板 土打 上野 富嶋 新田 森目 新河原 土布子 下麻生嶋 川上 田野 井ノ口 塚原 新塚原 富塚
14	旧蕨生小学校	木落 蕨生 下唯野 上打波 下打波 東勝原 西勝原
15	阪谷公民館	伏石 柿ヶ嶋 八町 大月 御領 橋爪 蓑道 落合 堂嶋 金山 小黒見 森本 松丸 萩ヶ野 花房 不動堂 石谷 南六呂師
16	和泉地域交流センター	朝日 川合 貝皿 角野 板倉 ぶなの木台 後野 前坂 下大納 上大納 下山

(備考)

- ・異動のある行政区を赤で示しています。
- ・投票日当日の投票所は、上記16か所に加え、ショッピングモールVioにも共通投票所を設置する予定です。
- (計17か所の投票所のうち、どの投票所でも投票できます)

【対策方針④】 投票立会人の公募制を導入する

各投票所には2名の投票立会人が必要であるため、各投票区内の行政区から推薦をお願いし、それを受けて投票立会人の選定を行っていますが、有権者数の減少に伴い、「なり手がいない」などの意見も少なくなく、従来の方法を続けることが困難になりつつあります。

今後は、投票立会人を公募して応募者を登録しておき、原則として、その登録者の中から選挙ごとに選定することとします。

〔各投票所において必要な人員〕

- ・投票管理者(投票所における管理責任者) 1名
- ・投票立会人(選挙が公正に行われるよう立ち会う) 2名
- ・投票管理者職務代理者 1名
- ・事務従事者(受付や投票用紙の交付などの事務を行う) 2～6名 ※投票所の規模や選挙の種類により異なる

(現在の投票立会人の選任方法)

投票所の別	投票立会人の選定方法
期日前投票所 (市役所、和泉地域交流センター)	市民(選挙管理委員会から依頼し選定)
各投票区の投票所	市民(地元からの推薦を受けて選定)



市内の有権者を対象に、年間を通じて投票立会人を公募して応募者を登録しておき、原則として、その登録者の中から選挙ごとに選定する